（第1面）

様式第1号（第8条関係）

沿道建築物建替え事業計画書（　　回目）

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　利子補給金交付希望者

郵便番号　　　　‐

住　　所

　ふりがな

氏　　名

(法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号　　　　（　　　）

名古屋市要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）建替え事業資金利子補給金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり協議します。

　この事業計画書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１　建替え対象建築物の概要

|  |  |
| --- | --- |
| １　建築物の名称 | 　 |
| ２　建築物の位置 | 　名古屋市　　　区 |
| ３　所有者の状況 | [ ]  | 共有等なし | [ ]  | 共有等あり |
| ４　建築物の用途 |  |
| ５　延べ面積 | 　　　　　　　　　　　㎡ |
| ６　構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 | [ ]  | **Ⅰ**　大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| [ ]  | **Ⅱ**　大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| ７　除却工事予定期間 | 着手予定日： | 　　　年　　　月　　　日 |
| 完了予定日： | 　　　年　　　月　　　日 |
| ８　関係者の状況報告 |  |

* 関係者は、建替え対象建築物の所有者、使用者等、建替え対象建築物の除却について調整を要する者をいい、関係者がある場合、その調整の状況を記載してください。

（第２面）

２　新たに建築する建築物の概要

|  |  |
| --- | --- |
| １　建替え事業の名称 |  |
| ２　建築物の位置 | 名古屋市　　　区 |
| ３　建築物の用途 |  |
| ４　建築物の階数 | 地上　　階　／　地下　　階　／　塔屋　　階 |
| ５　建築物の構造 | [ ]  | 木造 |
| [ ]  | 鉄骨造 |
| [ ]  | 鉄筋コンクリート造 |
| [ ]  | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| [ ]  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ６　敷地面積 | 　　　　　　　　　　　㎡ |
| ７　建築物の面積 | 延べ面積 ： | 　　　　　　　㎡ |
| 建築面積 ： | 　　　　　　　㎡ |
| ８　建築工事予定期間 | 着手予定日 ： | 　　年　　　月　　　日 |
| 完了予定日 ： | 　　年　　　月　　　日 |
| ９　設計者 |  |
| １０　工事施工者 |  |
| １１　工事監理者 |  |
| １２　関係者の状況報告 |  |

* 関係者は、新たな建築物に係る所有権、使用権を有する者等、新たな建築物の建築について調整を要する者をいい、関係者がある場合、その調整の状況を記載してください。

３　新たに建築する建築物の資金計画

|  |  |
| --- | --- |
| １　支出 | 建築工事費　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　収入 | 権利者自己負担金　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 借入金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ３　融資実行金融機関 |  |
| ４　返済期間 | 　 |
| ５　金利 |  | ％ | [ ]  | 固定　⇒　当初　　年固定 |
| [ ]  | 変動 |
| ６　返済方法 | [ ]  | 　元利均等返済 |
| [ ]  | 　元金均等返済 |
| ７　関係者の状況報告 |  |

* 関係者は、利子補給金交付希望者以外の出資者等、新たな建築物に係る資金計画について調整を要する者をいい、関係者がある場合、その調整の状況を記載してください。

様式第2号（第8条関係）

事前協議チェックリスト

|  |
| --- |
| 申請者関連 |
| [ ]  | 利子補給金の交付の対象者が複数存在する場合は、そのうちの1名が申請者となります。 |
| [ ]  | 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意が必要となります。 |
| [ ]  | 管理組合又は建替組合の場合は、建替え事業に係る集会の議決が必要です。 |
| [ ]  | 共有者がいる場合は、すべての共有者の同意が必要となります。 |
| [ ]  | 利子補給金の申請には、本人確認ができる書類（写し）が必要となります。 |
| [ ]  | 利子補給金の申請には、建替え対象建築物に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書等が必要となります。 |
| [ ]  | 利子補給金の交付の対象者は、名古屋市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者である必要があります。また、当該事由を確認する必要がある場合には、愛知県警察本部に照会することがあります。 |
| 建替え事業関連 |
| [ ]  | 新たに建築する建築物は、確認済証及び検査済証の写しの提出が必要となります。 |
| 対象融資関連 |
| [ ]  | 融資を受ける金融機関は、実店舗で営業するものに限られます。 |
| [ ]  | 対象となる融資は、新たに建築する建築物の本体工事費を使途とした借入金である必要があります。（金融機関との金銭消費貸借契約による融資額の上限は、本体工事の工事請負契約金額である必要があります。運転資金や本体工事以外の工事費に係る融資については利子補給の対象外となり、本体工事と併せて金銭消費貸借契約を締結すると補助対象外となりますので、別途、金銭消費貸借契約を締結してください。） |
| [ ]  | 利子補給の期間は、金銭消費貸借契約の約定による最終返済日、最初の融資実行日から3年間、新たに建築する建築物の検査済証交付日のいずれか早い日までとなります。 |
| [ ]  | 利子補給金の申請には、金融機関から口座への借入金の入金が分かるものが必要となります。 |
| [ ]  | 利子補給金の請求には、金融機関による証明書等が必要となります。 |
| [ ]  | 事前協議は、利子補給金の交付を確約するものではありません。 |

以上、利子補給金の交付に係る条件をすべて確認しました。

年　　月　　日

ふりがな

氏　　名